

契約の変更につき議決を求めるについて
(旧産業廃棄物最終処分場二次対策工事)

1.工事名

平成25年度第RD-3号旧産業廃棄物最終処分場二次対策工事

2.工事場所

栗東市小野

3.工事目的

- 本工事は次の支障を除去することを目的とする
- ・廃棄物の飛散流出のおそれ
 - ・汚染された浸透水が地下水へ拡散するおそれ
 - ・硫化水素ガス等の悪臭発生のおそれ

4.工事概要

廃棄物土掘削工、廃棄物土選別工、浸透水処理施設工

汚染地下水拡散防止対策工(鉛直遮水工、底面遮水工、浸透水揚水工、キャッピング工)

5.工期

平成25年12月20日～平成33年3月25日

6.変更による増減額

変更前契約額 4,233,871,080円

変更増減額 335,007,360円

変更後契約額 4,568,878,440円

7.契約相手方

鴻池・不動テトラ・八田建設工事共同企業体

代表者 株式会社 鴻池組 京都支店

支店長 岩口 弘

8.変更理由

(1) 昨年実施した詳細ボーリング調査の結果、D・E工区の粘性土層(Kc3)の欠如範囲が、南側の進入路付近および西側にまで広がっていることが確認されたため、底面遮水工を南側方向および西側方向に拡大する必要が生じた。併せて進入路の付け替え工事を行うとともに、I区画の有害物掘削除去の施工方法をケーシング工法からオープン掘削工法に変更することに伴い廃棄物土掘削量や選別量等の增量変更を行う必要が生じた。

(2) B工区北側からC工区西側にかけて行う遮水工は、当初は廃棄物土を掘削し、露出した帶水層側面に遮水壁を設置する計画であったが、詳細ボーリング調査の結果、遮水性が劣り軟弱な沖積層が厚く存在し、また、底面の遮水性の高い粘性土層(Kc3)が一部で薄く、上部の沖積層の掘削を行うと盤ぶくれが発生する恐れがあるため、これらの範囲では沖積層まで掘削することが困難であると判断されることから、学識経験者等のアドバイスを踏まえて、鉛直遮水工を施工する必要が生じた。

(3) 廃棄物土の性状が当初想定より含水率が高いことから廃棄物土の含水率低減処理工程の追加や廃棄物と選別土の分別に必要な選別助剤の添加量を変更する。



図-1 全体平面図

(1) D・E工区の底面遮水工施工範囲およびI区画の有害物掘削除去工法の変更

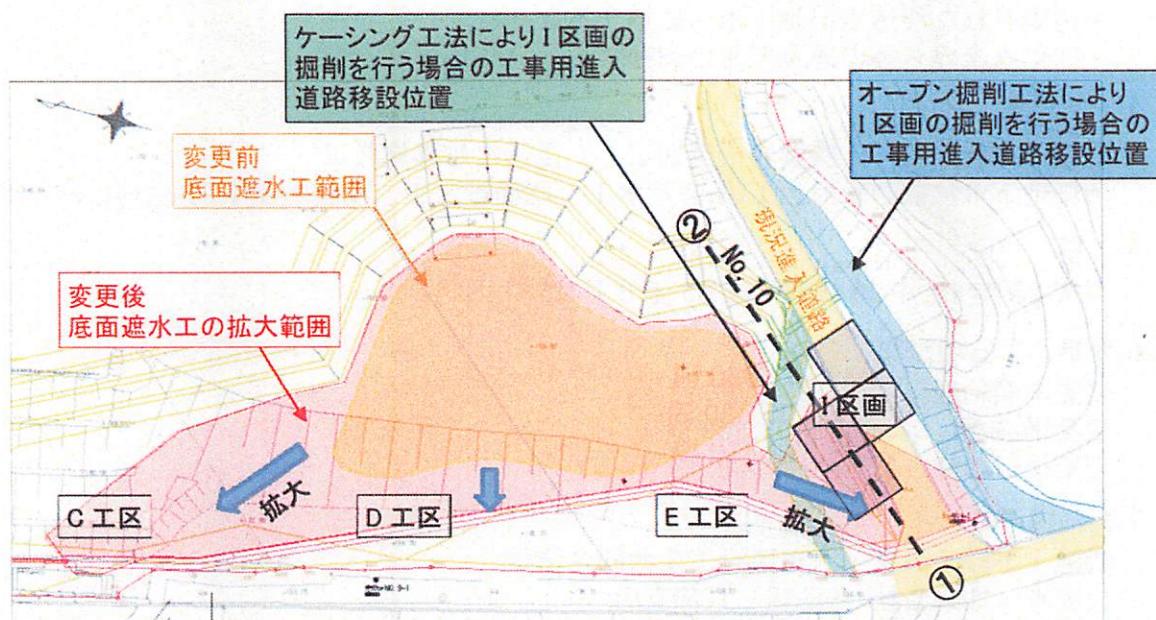


図-2 D・E工区 平面図

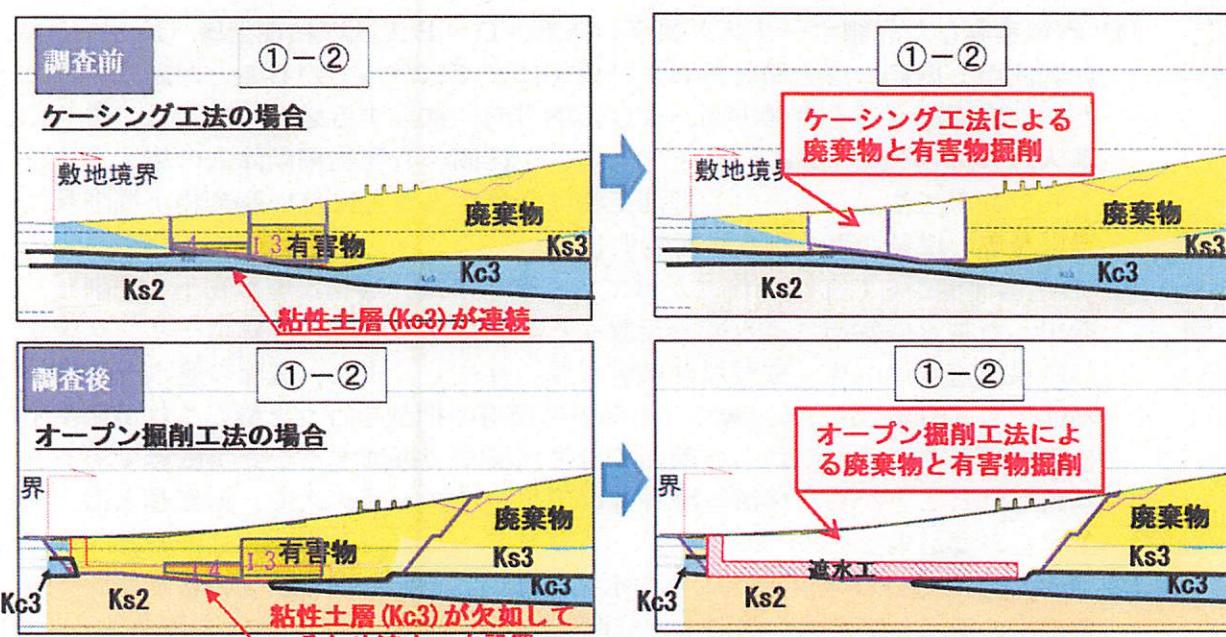


図-3 断面図 (No. 10)

(2) B工区北側からC工区西側にかけての側面遮水工を鉛直遮水工に変更

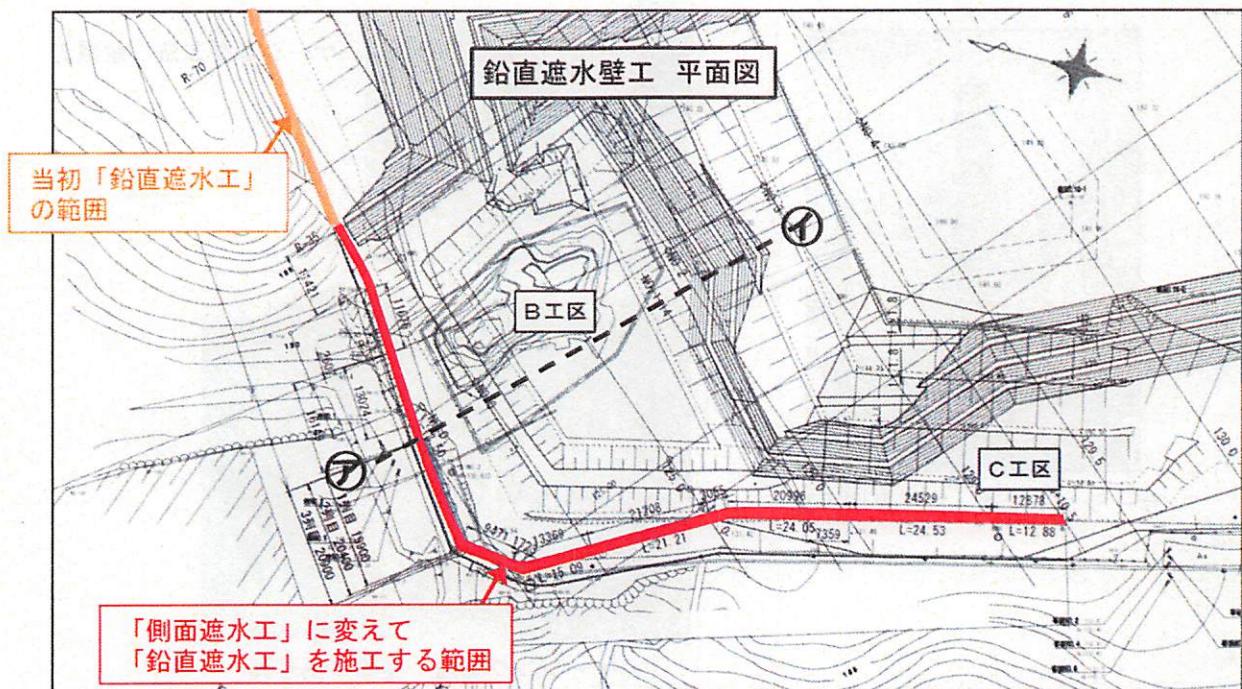


図-4 B・C工区 平面図

(3) 廃棄物土の含水率低減処理工程の追加および選別助剤の添加量の変更

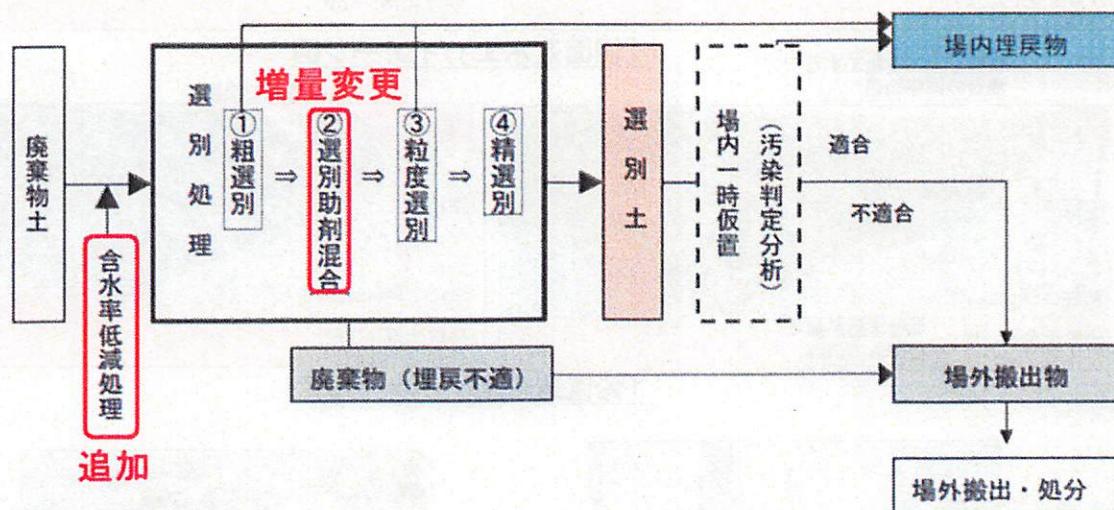


図-5 掘削した廃棄物土の処理フロー図

【参考】

■ケーシング工法について



■側面遮水工と鉛直遮水工について (ア)ー(イ)断面)

